

倫理規程の改正箇所および要旨について

秋田県小学生バレーボール連盟

本規程における禁止事項への対応について、より適切な内容の規定となるよう、次のとおり一部改正しました。

改正箇所および要旨

- 1 第1条「順守」を「禁止」に改める。
 - ・違反行為がいまだに頻発している状況に鑑み、守らなければならない事項である「順守」を行ってはならないことという意味の「禁止」という強い文言に改めた。
- 2 第3条の見出しを「(責務および禁止事項)」に改め、それに伴い、同条第2項の「禁止する」を「行ってはならない。」と改めた。
 - ・第1条の条文中の「順守」を「禁止」に改めたことに伴い、違反行為を行ってはならないと規定し、その行為を禁止している旨を明確にした。
一般に「法令では禁止事項を規定する場合、「～してはならない。」「～行ってはならない。」と表記している。
- 3 第3条第2項第1号中、「その内容を各県小連関係者に通知しなければならない。」を「その内容を関係する県小連関係者に直接または地区小連を経由して通知しなければならない。」に改めた。
 - ・県小連関係者が従わなければならない事項を定めた場合の周知方法を規定した条項であるが、その文言をより明確にしたもの。
- 4 第4条第3項中、「違反行為の事実を知り得た場合には、」を「県小連会長は、違反行為または違反行為の疑い（以下「違反行為等」という。）の情報および事実を知り得た場合には、」に、「必要な調査を実施した上で、県小連会長が倫理委員会を招集する。」を「必要な調査を実施の上、倫理委員会を招集する。」に改めた。また、同条第3項中、「調査担当者から違反行為」の次に、「等」を加えた。
 - ・調査を要する場合の要件をより明確にするとともに、その要件を「違反行為または違反行為の疑い（以下「違反行為等」という。）の情報および事実を知り得た場合」とし、より明確に規定するとともに、それに合わせ、第3項の「違反行為等」と規定し整合性を図った。
- 5 第4条の次に「(違反行為等の調査) 第4条の2 県小連会長は、前条第2項の調査にあたり、常任理事の中から担当者を指名して調査させることができる。」および「2 県小連関係者は、誠意をもって前項の調査に協力しなければならない。」の条文を加えた。
 - ・違反行為等に対する対応として、県小連会長にその調査を実施する権限を、県小連関係者に対しては、その調査に協力する義務を規定した。